

原 安 第 3 4 9 号  
令和3年（2021年）6月29日

原発なくそう！九州玄海訴訟原告団  
原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団  
各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

求釈明に対する回答について

2021年6月10日付けで提出のあった求釈明については、別紙のとおり  
回答します。

2021年6月10日付け求釈明への回答

求釈明

2021年3月11日付けで貴職に対して別紙の3項目につき要請をおこないましたが、県として実施したのかどうか(あるいはその実施過程もしくは実施予定にあるのかも含めて)を書面にて回答をお願いします。

2021年3月11日付け要請1.

昨年11月の佐賀県の避難訓練では新型コロナウイルス感染防止対策を織り込んで実施されましたが、被曝防止対策には屋内退避が必要である一方、感染防止には密閉を避ける必要があります、多くの住人が現実的に避難することは不可能であるという矛盾が露呈しました。感染防止よりも曝露防止を優先すべきとの政府談話もありますが、高齢者は死んでもかまわないと言うも同然です。従って、少なくともコロナ禍が完全に収束するまでは、原発の稼働の停止を電力会社(九州電力)に申し入れてください。

(答)

- 現在の計画では、3市町・約18万人の避難先を確保していますが、コロナ禍においては、通常の避難時に比べ避難所での人と人とのスペースを十分確保する必要があるため、予定していた施設に収容できないことも考えられます。
  
- ただ、5～30km圏のUPZでは、一定線量以上が確認された特定地域の住民が避難することとなっており、避難先として使用しない施設も出てくることからこうした施設を活用する等により対応することとなります。
  
- また、令和2年6月に、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合とで、災害時に避難場所として宿泊施設を提供いただく協定を締結しています。高齢者や障害者及び妊産婦などの避難に積極的に活用していくことを考えています。

2021年3月11日付け要請2.

現行の避難計画については、これまでの訓練からして実効性がなく、県民の安全安心が担保されないことは明らかです。そもそも、避難者数に見合った規模の避難計画になっていないこと、原発の風下に逃げるような避難経路となっていることなど、避難計画自体に無理があります。そのため、避難計画を精査し、全面的に見直して改訂してください。

(答)

- 現行の地域防災計画における避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や国際原子力機関の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものとなっています。
  
- 今後も考えられる様々な事態を想定した訓練を行うことにより、防災関係者や住民の対応力の向上を図るとともに、訓練による検証を通じて、より実効性のある避難計画となるよう、不断の改善に取り組んでまいります。

2021年3月11日付け要請3.

事前了解権につき、立地自治体のみならず、その周辺30キロ圏内自治体まで拡充するよう電力会社（九州電力）へ働きかけるとともに、周辺30キロ圏内自治体と電力会社（九州電力）との協議を取り持ってください。

(答)

- 玄海原子力発電所から30km内にある唐津市や伊万里市と九州電力との間では、玄海原子力発電所の安全確保に関する協定が締結されています。これらの協定は、福島第一原発の事故後、それぞれの自治体と九州電力との間で協議が重ねられ、締結されているものと認識しています。
  
- 現時点では、要請書にある県から九州電力への働きかけを行うことはありません。